

# JIS

## 船舶及び海洋技術—船用電子磁気コンパス

JIS F 9102 : 2002

(ISO 11606 : 2000)

(JMSA)

(2007 確認)

平成 14 年 5 月 7 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

---

主 務 大 臣：国土交通大臣 制定：平成 14.5.7

官 報 公 示：平成 14.5.7

原 案 作 成 者：社団法人日本船舶標準協会（〒171-0031 東京都豊島区目白 1 丁目 3-8 日本造船技術センタービル  
TEL 03-3984-9051）

財団法人 日本規格協会（〒107-8440 東京都港区赤坂 4 丁目 1-24 TEL 03-5770-1573）

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会（部会長 杉浦 賢）

審議専門委員会：船舶技術専門委員会（委員長 有川彰一）

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は国土交通省海事局技術課 [〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2 丁目 1-3 TEL 03-5253-8111 (代表)]、経済産業省産業技術環境局 標準課産業基盤標準化推進室 [〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1 丁目 3-1 TEL 03-3501-1511 (代表)] にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## まえがき

この規格は、工業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、社団法人日本船舶標準協会(JMSA)から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、国土交通大臣が制定した日本工業規格である。

**ISO 11606:2000** (Ships and marine technology—Marine electromagnetic compasses) を基礎として用いた。

**JIS F 9102** には、次に示す附属書がある。

附属書 A (参考) **ISO 11606** と **IMO 決議**との対応する要件

附属書 (参考) 参考文献

## 目 次

	ページ
序文 .....	1
1. 適用範囲 .....	1
2. 引用規格 .....	1
3. 定義 .....	2
3.1 磁気センサ .....	2
3.2 プロセッサ .....	2
3.3 メインコンパス指示器 .....	2
3.4 レピータ指示器 .....	2
4. 構成 .....	2
5. 構造及び材質 .....	2
5.1 要件 .....	2
5.2 電線 .....	2
5.3 非磁性の収納ケース .....	2
5.4 船首尾マーク .....	2
5.5 目盛 .....	2
5.6 基線 .....	3
5.7 照明 .....	3
5.8 自差及び傾船差の修正 .....	3
5.9 船首方位の出力 .....	3
5.10 他の装置への出力 .....	3
5.11 ジンバル .....	3
5.12 メインコンパスの装備 .....	4
5.13 コンパスカード面の高さ .....	4
5.14 レピータ指示器の水密構造 .....	4
5.15 方位測定器 .....	4
5.16 保守及び点検のための構造 .....	4
5.17 電源の異常対策 .....	4
6. 性能 .....	4
6.1 必ず (須) 条件 .....	4
6.2 船首方位の精度 .....	4
6.3 発信装置の追従精度 .....	4
6.4 レピータ指示器とメインコンパスとの同期精度 .....	5
6.5 自差修正の可能性 .....	5
6.6 電磁両立性 .....	5
7. 故障対策 .....	5

7.1	電源	5
7.2	自差修正情報のバックアップ	5
7.3	故障警報	5
8.	表示	5
9.	形式検査及び個別検査	5
9.1	一般	5
9.2	形式検査	5
9.3	個別検査	5
10.	証明	5
10.1	検査証明書	5
10.2	製造業者又は輸入業者の説明	5
10.3	表示の検査	6
10.4	抜取検査	6
11.	検査	6
11.1	機器の検査	6
11.2	性能検査	8
11.3	電磁両立性検査	9
11.4	振動検査	9
11.5	保守点検のための構造	9
11.6	故障対策の確認	9
12.	表示	9
	附属書 A (参考) JIS F 9102 と IMO 決議との対応する要件	10
	附属書 (参考) 参考文献	11
	解説	12

白 紙

## 船舶及び海洋技術—船用電子磁気コンパス

## Ships and marine technology—Marine electromagnetic compasses

**序文** この規格は、2000年に第2版として発行されたISO 11606, Ships and marine technology—Marine electromagnetic compassesを翻訳し、技術的内容及び規格票の様式を変更することなく作成した日本工業規格である。

**1. 適用範囲** この規格は、1974 SOLAS 第V章及び国際高速船の安全に関する国際規則 (HSCコード) に要求される、操だ用、並びに方位測定用又はそれらのいずれかに供する船用電子磁気コンパスの、構造及び性能についての一般要件、形式検査及び個別検査について規定する。この規格で規定する磁気コンパスは、通常、全長24 m以上の船舶に適用される。ここでいう電子磁気コンパスとは、船首方位の情報を得るのに地球磁界を用いる電子装置の一つである。この情報は、操だ及び方位測定に使用するメインコンパス、これに附属するレピータ指示器及びもし必要なら、他の航海装置にも供給される。

**注** IMO決議の勧告から引用したすべての要件は、斜体で印刷している。

**備考** この規格の対応国際規格を、次に示す。

なお、対応の程度を表す記号は、ISO/IEC Guide 21に基づき、IDT (一致している)、MOD (修正している)、NEQ (同等でない) とする。

ISO 11606 : 2000 Ships and marine technology—Marine electromagnetic compasses (IDT)

**2. 引用規格** 次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版 (追補を含む。) を適用する。

ISO 449 *Ships and marine technology — Magnetic compasses, binnacles and azimuth reading devices — Class A*

ISO 1069 *Magnetic compasses and binnacles for sea navigation — Vocabulary*

IEC 60945 *Maritime navigation and radiocommunication equipment and systems — General requirements — Methods of testing and required test results*

IEC 61162 (both parts) *Maritime navigation and radiocommunication equipment and systems — Digital interfaces*

IMO Resolution A.694 (17) *General requirements for shipborne radio equipment forming part of the global maritime distress and safety system (GMDSS) and for electronic navigational aids*

IMO Resolution A.813 (19) *General requirements for electromagnetic compatibility (EMC) for all electrical and electronic ship's equipment*

IMO Resolution MSC.86 (70), Annex 2 *Recommendation on performance standards for marine transmitting magnetic heading devices (TMHD's)*